

国民年金保険料を納めましょう

国民年金は、20歳以上60歳未満の日本国内に住所のある人全てが加入しなければなりません。国民年金加入者のうち自営業者、農林漁業者、無職、自由業者などの人とその配偶者、学生などの国民年金第1号被保険者は、社会保険庁から送付される納付書により、各金融機関等で保険料を納めることになります。

国民年金の保険料を未納のままにしていると、将来受け取る「老齢基礎年金」が減額されたり、受けられなくなるだけではなく、事故や病気で障害の状態になったときに「障害基礎年金」が受けられなくなったり、一家の働き手が不幸にして亡くなられた場合、配偶者や子供が「遺族基礎年金」を受けられなくなります。このようなことにならないためにも国民年金保険料を納めましょう。

経済的理由などで保険料を納められないときは…

そのまま未納にせず、保険料の免除や若年者納付猶予制度の申請をしましょう。

「全額免除」、「3/4免除」、「半額免除」、「1/4免除」の場合は、それぞれ三分の一、二分の一、三分の二、六分の五が年金を受け取るときに反映されます。

納付猶予の場合は、受け取る年金額の計算には参入され

ませんが、納付猶予期間中に事故や病気で障害が残ってしまったとき「障害基礎年金」を受けることができます。

また、ともに経済的に余裕ができたときに年金の受給前であれば、10年前までさかのぼって保険料を納めることもできます。

詳しくは、苦小牧社会保険事務所（☎0144-3616131）、下記「年金ダイヤル」、役場国保年金課年金係（☎2512）までお問い合わせください。

学生で保険料を納めることが困難なときは…

そのまま未納にせず、「学生納付特例制度」の納付猶予の申請をしましょう。30歳未満の若年者納付猶予制度と同じく万が一、障害が残ってしまったときに「障害基礎年金」を受けることができます。

また、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができますので、年金額を満額に近づけるためにも、できるだけ卒業後に納めましょう。

保険料の前納制度がお得です

国民年金保険料をまとめて前納すると、保険料が割引きされてお得なうえ納め忘れの心配もなく安心です。たとえば、一年分まとめて納めると年間2,950円割引きとなります。また、口座振替を利用すると、口座から自動的に

に引き落とされ、納め忘れの心配もなく、納付のための都度金融機関に行く手間も省けます。

口座振替をご希望される方は、「納付案内書」「預貯金通帳」「預貯金に使用している印鑑」を金融機関・郵便局に持参して手続きをしてください。

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

受付時間 8時30分～17時（土・日、祝日はご利用になれません。）

○年金請求などの年金相談 ☎0570-05-1165

○年金をお受けになっている方の年金相談 ☎0570-07-1165

※「ねんきんダイヤル」は、全国の年金電話相談センターのうち、回線の空いているところにつながります。

※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。